



## 1 計画策定の背景及び趣旨

### (1) 計画策定の背景

我が国の介護保険制度は「社会全体で支援する仕組み」として、平成12年に創設され本年で16年目を迎えます。この間、75歳以上の高齢者（後期高齢者）は、施行当時約900万人だったものが、現在では、約1.5倍増え、約1,400万人となっており、さらに、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、2,000万人を突破することが見込まれています。

那珂市においても、平成26年4月時点の高齢化率（人口に占める65歳以上の割合）は26.7%、75歳以上の高齢者数は、7,170人という状況です。また、今後もひとり暮らし高齢者や認知症高齢者がますます増加することが見込まれます。

このような中、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、十分な介護サービスの提供だけでなく、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活支援が包括的に行われるよう「地域包括ケアシステムの構築」に向けた取組が必要となってきています。

このため、国は平成24年に介護保険サービスに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」などを創設、さらに本年「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）」により、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築、地域包括ケアシステムの構築及び地域支援事業の充実や低所得者に対する保険料の軽減強化などの見直しが一体的に行われたところです。

### (2) 計画策定の趣旨

『那珂市高齢者保健福祉計画』（以下「計画」という。）は、関係法令に基づいて策定するものであり、3年ごとに見直すこととされています。

平成24年度に策定した計画期間が平成26年度に満了することに伴い、高齢者の実態や利用者のニーズを調査し、現計画の進捗状況を点検・評価するとともに、今回の制度改正の趣旨を踏まえ、平成27年度を初年度とする3か年（平成27～29年度）の計画を新たに策定します。

この計画では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、中長期的な展望に立ちつつ、今後3年間で市が取り組むべき高齢者に対する保健福祉施



策、介護保険施策、さらには介護保険サービスの見込み量を明らかにしています。

また、この計画は、健康づくりの推進に関する「健康プラン那珂21」、地域包括ケアシステムの推進、生きがい・福祉のまちづくりに関する「高齢者福祉計画」、介護保険制度の円滑な運営に関する「介護保険事業計画」を一体的に策定するものとします。

### 2 計画の位置づけ

---

計画の位置づけは、『第1次那珂市総合計画（平成20～29年度）後期基本計画』を上位計画とし、『那珂市地域福祉計画』及び『那珂市障がい者プラン』との整合性を図ったものとします。

また、法的な位置づけとしては、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する『市町村健康増進計画』、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する『市町村老人福祉計画』及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する『市町村介護保険事業計画』となります。

### 3 計画の期間

---

計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年とします。

### 4 計画の推進体制

---

計画の施策を着実に実行するため、『那珂市高齢者保健福祉計画推進委員会』及び『那珂市高齢者保健福祉計画ワーキング委員会』において、毎年、進捗状況の点検・評価を実施します。

また、推進委員会は、施策が効果的かつ効率的に実施されているかを審議し、必要に応じ事務局に対して助言及び指導を行います。